

# 福岡市内の大学生

# 9割のバイト先が 書面で労働条件の明示

# なし

## それ、 労働基準法 違反です

賃金、時間、  
残業の有無、  
仕事内容などを  
紙に書いてわたし



共産党の調査でわかりました

雇用主はアルバイトを採用するときに、賃金、労働時間、残業の有無、仕事の内容など6項目※を必ず紙に書いてわたすことが義務づけられています（労働基準法15条、施行規則5条）。

日本共産党福岡市議団が、福岡市内の大学生にアンケートをしたところ、89%の人がこの要件を満たすものをもらっていませんでした。

※6項目……①労働契約の期間②有期労働契約を更新する場合の基準③就業の場所・従事する業務の内容④始業・終業時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交替制勤務をさせる場合は就業時転換に関する事項⑤賃金の決定、計算・支払の方法、賃金の締切り・支払の時期に関する事項⑥退職に関する事項（解雇の事由を含む）

## 「通知書をください」と言おう

無いと  
トラブル  
のもとに

「こんな働き方だって事前に聞いてなかった」——バイトでトラブルになる大もとに、この問題があります。

早稲田大学学生部協力の『ブラックバイト対処マニュアル』に

は、こういう賃金や時間を決めた紙（労働条件通知書）がわたされないことは『ブラックバイト』を蔓延させる原因」と述べています。「労働条件通知書をください」と職場に言いましょう。

日本共産党福岡市議団は、福岡市の大学生など 100 人を対象にアルバイトについてのアンケートを行いました。その結果の一部を紹介します。  
(全体を知りたい方は日本共産党福岡市議団のホームページでご覧になれます)



「アルバイトについてのアンケート」の結果をまとめました

## アルバイト先であった違法行為

準備・片付けの時間の賃金が払われなかった

19%

採用時に合意した仕事以外の仕事をさせられた

17%

1日に労働時間が6時間を超えても休憩時間がなかった

16%



アンケートをもとに共産党は福岡労働局に申し入れました(2月27日)

国に対策強化を要望

「アルバイトが学業に支障をきたした」 **25%**

トラブルで「専門の窓口相談」 **3%**



他にも…

- 人数が足りずにシフト以外でもお願いされたり、別の教室にヘルプで入ったりと急な変更が多い。(学習塾)
- まかないで使った食器を洗って片付けるとき、その時間の給与は出されていない。(居酒屋)
- 一緒に働いている人が不要であるような言葉の暴力を社員さんから受けている(飲食)

## ブラック企業・ブラックバイトをなくす条例を福岡市でつくろう

若者を使い捨てるブラック企業・ブラックバイトをなくすため、法律や市の条例をつくり、相談・教育・啓発などで思い切った手立てを取らせましょう。

困ったことがあれば、ご相談ください

日本共産党福岡市議団



☎092-711-4734 FAX092-741-4627

メール info@jcp-fukuoka.jp

ツイッター @JCP\_fukuokasigi

**日本共産党** 福岡市議団